

鶴ヶ島市監査委員告示第13号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年11月25日

鶴ヶ島市監査委員 瀧 嶋 邦 夫

鶴ヶ島市監査委員 高 橋 剣 二

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

行政監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査）及び定例監査（同法同条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

- （1）総合政策部 秘書広報課
- （2）会計課
- （3）教育部 教育センター

4 監査の着眼点

令和6年度（4月から8月まで）の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行が法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

抽出により提出された監査資料を精査するとともに、所属長、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：鶴ヶ島市役所 庁議室

日程：令和6年10月11日

7 監査の結果

1 から 6 までの記載事項のとおり監査を行った結果は、次のとおりである。

今後も監査結果を踏まえ、良い点は引き続き継続し、改善すべき点は改善し、市民福祉の増進と地方自治の本旨の実現を図られるよう、適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

(1) 総合政策部 秘書広報課

ア 主要事務事業

令和6年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 広報つるがしま発行経費

広報紙を通して、市政情報などを広く市民に周知するための経費。

広報つるがしまの発行（月1回、臨時号）と全戸への配達委託業務、点字と声の広報発行等を行い、滞りなく市政情報や地域情報を発信している。

今後も引き続き、広報紙による情報発信を行い、市民と情報を共有することで市民生活の利便性の向上を図っていく。

(イ) 秘書事務経費

市長及び副市長が鶴ヶ島市を代表し、外部との交渉や交際を行うために必要な公用車運転手の業務委託料、出張の際の有料道路通行料などの経費及びその秘書事務を行うために必要な経費。

特別職の移動に関し、確実かつ迅速に対応し、全国都市問題会議への出席等、市長の地域づくりに関する知見を深めることができた。

市長及び副市長が円滑に市政運営を行えるよう、今後も引き続き秘書業務を継続していく。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。

(2) 会計課

ア 主要事務事業

令和6年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 会計事務経費

会計年度任用職員の報酬、指定金融機関の派出手数料、振込手数料、内国為替制度運営費、クラウド口座振替取りまとめサービス委託料、L G W A N回線使用料等、会計事務を遂行するための必要経費。

会計事務に関する法令等を遵守し、適正な会計伝票の審査及び集計事務を遂行する。

今後も適正に会計事務を執行していく。

(イ) 郵便切手類取扱経費

郵便切手類の販売に要する経費（郵便切手類の買受け代金）。

諸手続きに来庁した市民が、切手類が必要となるケースが多いことから庁舎内で郵便切手類を販売することで、市民の利便性が向上している。

今後も引き続き、実施する。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。

(3) 教育部 教育センター

ア 主要事務事業

令和6年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 教育相談経費

教育相談員及びカウンセラーを教育センター内に配置し、児童・生徒、保護者に対して教育相談活動を行うための経費。

令和6年7月末現在の教育相談件数は、面談152件、電話224件である。

今後も、教職員やさわやか相談員等と連携し、児童・生徒・保護者が抱える様々な悩みや問題に対して助言や支援を行うなど、充実した相談活動を実施していく。

(イ) 通級指導教室開設経費

通級による指導が必要な児童の増加に伴い、児童・保護者のニーズに寄り添った、自校における通級指導教室開設のための経費。

自校通級となる児童にとっては、負担感や不安感が軽減され、安定して指導を受けることができた。また、通級担当教諭が、通級児童・生徒が在籍する学級での様子も把握できることで支援の幅が広がった。

今後、「難聴・言語障害通級指導教室（ことばの教室）」及び「発達・情緒障害通級指導教室（すくすく）」を、市内全ての小学校で自校通級（巡回方式）を開始する予定である。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

概ね適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。

(カ) 意見

複数の支払い遅延があった。今後は適正な事務執行に努められたい。